

修学資金・貸付限度額(月額)一覧表

(令和5年4月現在)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学の時	27,000円	27,000円	27,000円		
		自宅外通学の時	34,500円	34,500円	34,500円		
	私立	自宅通学の時	45,000円	45,000円	45,000円		
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円		
高等専門学校	国公立	自宅通学の時	31,500円	31,500円	31,500円	67,500円	67,500円
		自宅外通学の時	33,750円	33,750円	33,750円	76,500円	76,500円
	私立	自宅通学の時	48,000円	48,000円	48,000円	98,500円	98,500円
		自宅外通学の時	52,500円	52,500円	52,500円	115,000円	115,000円
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円			
		自宅外通学の時	78,000円	78,000円			
	私立	自宅通学の時	89,000円	89,000円			
		自宅外通学の時	126,500円	126,500円			
短期大学	国公立	自宅通学の時	67,500円	67,500円			
		自宅外通学の時	96,500円	96,500円			
	私立	自宅通学の時	93,500円	93,500円			
		自宅外通学の時	131,000円	131,000円			
大学	国公立	自宅通学の時	71,000円	71,000円	71,000円	71,000円	
		自宅外通学の時	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円	
	私立	自宅通学の時	108,500円	108,500円	108,500円	108,500円	
		自宅外通学の時	146,000円	146,000円	146,000円	146,000円	
大学院	修士課程	132,000円	132,000円				
	博士課程	183,000円	183,000円	183,000円			
専修学校(一般課程)		52,500円	52,500円				

- 注) 1. 学校の正規の修学年数が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別ごとの貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。
 2. 予備校は、貸付対象外です。
 3. 高等教育の修学支援新制度(授業料の減免や給付型奨学金(学資支給金))を利用される場合、貸付限度額が変わりますので事前にご相談ください。
 4. 児童扶養手当法施行令第4条に定める計算方法に基づき算出した前年所得が682万円(年収目安900万円)を超える場合には、上の限度額とは異なります。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度に関する注意事項等

- 申請書が提出されてから振込まで約1～2か月かかります。十分時間に余裕を持ってご相談ください。償還計画に無理がある場合は、借受額の見直しをお願いしたり、場合によっては貸付できないこともあります。また、個々の事情により追加資料をお願いすることもありますので、ご了承ください。
- 修学、修業、就職支度(児童分)、就学支度資金で、母又は父が借主となる場合は、児童又は被扶養者が連帯借主となります。
- 貸付金の償還にあたっては、連帯借主・連帯保証人は借主と同等の責任があります。
- 償還金が納期限までに支払われなかった場合は、延滞元利金額につき年3%の違約金をお支払いいただくことになり、滞納が続く場合には、調査や訪問などを行うことがあります。
- 借財の返済など目的外への利用が明らかになった場合は、貸付を停止し一括償還していただくこととなります。また、退学などにより目的を達成できなくなった場合もその時点で貸付を停止させていただくこととなります。(償還開始時期が早まりますのでご注意ください。)
- 連帯保証人は原則1名立てていただいております。その場合は、無利子での貸付けとなります。(場合によっては、もう1名立てていただくをお願いすることもあります。)
- 事業開始資金や事業継続資金は、連帯保証人を必ず2名立てていただいております。また、県子ども家庭課による面接・事業計画書の提出・現地調査などを行ったうえで、外部の有識者などによる貸付審査会により貸付けの可否を決定します。
- 生活資金は、一時的な不足分を補う資金であり、生活資金の恒常的な不足に対応するものではありません。
- 住宅資金は、事業着手後の申請はできませんので、必ず事前にご相談ください。
- 転宅資金は、転居先の市町村で申請することになりますので、事前にご相談ください。
- 生活資金のうち、家計急変者への貸付要件の該当性を判定する所得については、児童扶養手当法施行令第4条第1項及び第2項により算出します。